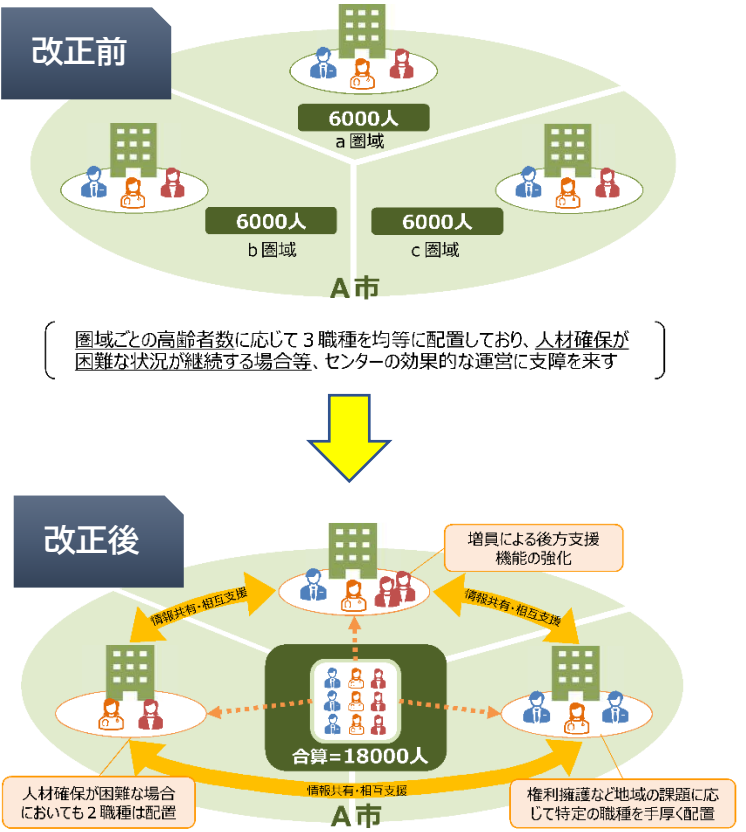


地域包括支援センターの職員配置基準について

介護保険法施行規則等の改正が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、「下野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」を一部改正します。改正内容の主なものは以下の 2 点となります。

改正内容

①常勤換算方法の導入	地域包括支援センターが置くべき常勤職員について、複数の非常勤職員の勤務時間を合算して常勤職員の勤務とみなす。
②専門職配置の柔軟化	1 センターに配置する職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を複数のセンター間で柔軟に割り当て可能とする。  改正前 6000人 a 圏域 6000人 b 圏域 6000人 c 圏域 A 市 〔 圏域ごとの高齢者数に応じて 3 職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕 改正後 増員による後方支援機能の強化 情報共有・相互支援 情報共有・相互支援 情報共有・相互支援 合算=18000人 A 市 人材確保が困難な場合においても 2 職種は配置 権利擁護など地域の課題に応じて特定の職種を手厚く配置

ただし、これらを実際に適用させるには、地域包括支援センター運営協議会が認める場合に限ることとしております。

本条例の改正については、下野市議会令和 7 年第 1 回定例会に提出しており、3 月 19 に可決が得られれば告示日より施行することとなります。